

一般社団法人 日本マネジメントスクール

会員の経費負担に関する規則

(目 的)

第1条 この規則は、定款第7条に基づき、社員総会の決議により会員の経費負担に関し、必要な事項を定めるものであり、この規則を変更するときも同様とする。

(入会金)

第2条 入会金は、次に掲げるところによる。

普通会員 4千円

賛助会員 6千円

(年会費)

第3条 年会費は、次に掲げるところによる。

普通会員 4万円

賛助会員 6万円

(附 則)

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行の伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。